

○ 性犯罪捜査指定捜査員運用要綱の制定について（通達）

〔平成29年7月26日捜一甲達第33号等
警察本部長から部課署長あて
改正 令和元年6月24日捜一甲達第28号等〕

- 対号1 平成8年11月13日付け捜一甲第630号、生企甲第372号、少甲第343号「性犯罪捜査における婦人警察官運用要綱の制定について（通達）」
- 対号2 平成11年3月11日付け捜一丙第130号「「婦人警察官」の呼称・表記の変更に伴う通達の一部改正について（通達）」
- 対号3 平成11年4月5日付け捜一丙第177号「性犯罪指定捜査員異動報告書の様式変更について（通達）」
- 対号4 平成19年12月27日付け捜一乙達第122号、生企乙達第112号、少乙達第55号「性犯罪捜査における女性警察官運用要綱の一部改正について（通達）」

性犯罪捜査における指定捜査員の運用については、対号に基づき運用してきたところであるが、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）の施行に伴い、別添のとおり、「性犯罪捜査指定捜査員運用要綱」を制定したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は廃止する。

別添

性犯罪捜査指定捜査員運用要綱

第1 目的

この要綱は、性犯罪捜査において、被害者の精神的負担軽減を始めとした被害者の心情に配慮した性犯罪捜査を推進するため、性犯罪捜査指定捜査員の指定及び運用その他必要な事項について定めることを目的とする。

第2 性犯罪の意義

この要綱において性犯罪とは、次に掲げる事件をいう。

- 1 強制わいせつ（未遂及び致傷を含む。）事件
- 2 強制性交等（未遂及び致傷を含む。）事件
- 3 準強制わいせつ及び準強制性交等（未遂及び致傷を含む。）事件
- 4 強盗・強制性交等（未遂を含む。）事件
- 5 監護者わいせつ（未遂及び致傷を含む。）事件
- 6 監護者性交等（未遂及び致傷を含む。）事件
- 7 わいせつ略取・誘拐（未遂を含む。）事件
- 8 性的目的の住居侵入（未遂を含む。）事件
- 9 公然わいせつ事件
- 10 性犯罪に発展するおそれのある色情盗（未遂を含む。）、のぞき等の事件
- 11 売春防止法（昭和31年法律第118号）第7条（困惑等による売春）違反事件
- 12 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条第1項第6号（淫行）違反事件
- 13 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第4条（児童買春）、第7条（児童ポルノ提供等）
- 14 石川県迷惑行為等防止条例（昭和38年石川県条例第9号）第3条（卑猥な行為等の禁止）違反事件
- 15 いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第52条（みだらな性行為等の禁止）違反事件
- 16 その他、子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等これらに類する事犯

第3 性犯罪捜査指定捜査員の指定、運用等

1 性犯罪捜査指定捜査員の指定

所属長は、自所属の警察官の中から、性犯罪捜査に適性を有すると認められる者を性犯罪捜査指定捜査員（以下「性犯罪捜査員」という。）に指定するものとする。

2 性犯罪捜査員の任務

性犯罪捜査員の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 性犯罪に関する相談業務
- (2) 性犯罪捜査
- (3) 被害者支援

3 性犯罪捜査員の運用等

(1) 運用

所属長は、自所属の事件主管課長等を指揮し、被害者等に対して任務に当たる警察職員の性別に関する希望を確認するなどして適切に対応するほか、自所属の性犯罪捜査員を任務に従事させるものとする。

(2) 性犯罪捜査員の派遣等

ア 派遣要請

所属長は、性犯罪の捜査に関し、他所属の性犯罪捜査員の派遣を求める場合は、捜査第一課長を経由して、警察本部長に性犯罪捜査員の派遣を要請するものとする。

イ 派遣

アの派遣要請を受けた警察本部長は、捜査第一課長に対し、関係所属長と協議した上、派遣する性犯罪捜査員や派遣期間等を決定させるものとする。

(3) 性犯罪捜査員運用上の留意事項

(2)イの規定により派遣された性犯罪捜査員は、派遣期間中、性犯罪捜査等に関し、派遣先所属長の指揮・監督を受けるものとする。

4 性犯罪捜査員の指定・解除報告

所属長は、人事異動等において、第3の1に規定する性犯罪捜査員を指定又は解除したときは「性犯罪捜査指定捜査員指定・解除報告書」（別記様式第1号）により、捜査第一課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

第4 教養及び訓練

捜査第一課長は、性犯罪捜査員に対し、随時必要な教養及び訓練を行うものとする。

第5 性犯罪捜査員の運用に関する事務

- 1 性犯罪捜査員の運用に関する事務は、捜査第一課がこれを行うものとする。
- 2 捜査第一課長は、「性犯罪捜査指定捜査員名簿」（別記様式第2号）を備え付けるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月24日から施行する。

別記様式第1号（第3関係）

年 月 日

石川県警察本部長 殿

所 属 長

性犯罪捜査指定捜査員 指定・解除報告書

下記のとおり性犯罪捜査指定捜査員を指定・解除するので報告する。

記

1 指定報告

番号	階 級	氏 名	係	指定状況	備 考
				新規・継続	
				新規・継続	
				新規・継続	
				新規・継続	
				新規・継続	
				新規・継続	
				新規・継続	
				新規・継続	
				新規・継続	
				新規・継続	
				新規・継続	
				新規・継続	

※注1 「指定状況」欄はいずれかを○で囲むこと。

注2 「備考」欄には出産・育児休暇の状況及びその期間、婚姻等による姓の変更（旧姓）等を記載すること。

注3 男性を指定した場合は「備考」欄に性別を記載すること。

2 解除報告（別所属へ異動した者を除く。）

番号	階 級	氏 名	解除理由
			留置管理課への異動・その他（ ）
			留置管理課への異動・その他（ ）
			留置管理課への異動・その他（ ）

※注4 「解除理由」欄にはいずれかを○で囲み、その他に該当する場合はその概要を記載すること。

性犯罪捜査指定捜査員名簿

年 月指定

指定捜査員 (〇〇名)

[illegible]